

平成 29 年

# 社会文教常任委員会会議録

平成 29 年 12 月 13 日

田 上 町 議 会

平成29年第6回定例会  
社会文教常任委員会会議録

---

---

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成29年12月13日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 2番 | 笹川修一君 | 9番  | 川崎昭夫君  |
| 3番 | 小嶋謙一君 | 10番 | 松原良彦君  |
| 7番 | 浅野一志君 | 14番 | 小池真一郎君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊倉正治君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |      |      |                |     |
|------|------|----------------|-----|
| 町 長  | 佐藤邦義 | 保健福祉課長         | 吉澤宏 |
| 副町長  | 小日向至 | 会計管理者          | 佐藤正 |
| 教育長  | 丸山敬  | 教育委員会<br>事務局 長 | 福井明 |
| 町民課長 | 鈴木和弘 |                |     |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 小林亨
- 書記 渡辺真夜子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第45号 指定金融機関の設置について
- 議案第46号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第47号 国民健康保険給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 議案第49号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中  
第1表 歳出の内  
2款 総務費（2項）

3 款 民生費

4 款 衛生費

10 款 教育費

議案第 5 1 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について

議案第 5 2 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について

議案第 5 3 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）議定について

---

午前9時00分 開 会

---

社会文教常任委員長（松原良彦君） おはようございます。皆様方お集まりになっておりますので、これから始めさせていただきます。社会文教常任委員会付託案件審査を開催するということで行わせていただきます。

雪もまた降りまして、きのうで2回目の除雪機械が出たみたいにして見てきたのですけれども、もっと降るかなと思ったら、今日は案外少なかったというような関係で、この時期は仕方がないなと思っていながら、除雪車が上手にのけてくれるかどうか、そんなところしか見ておりませんが、私ども雪のことについては心配しております。

余談というわけではないのですけれども、私が今一番関心があるのは、同じ市会議員の熊本県の北口さん、この人の話をちょっとだけさせていただきます。この間テレビを見ていたらちょうど出まして、いや、昔のいろいろな迫力ある罵声を飛ばしていることや、そうと思えば、前回帰るときに廊下をへたへたへたと倒れて、せきなどをして本当に菜っぱに塩かけたみたいなので、まことに演技が上手だなというふうに思いながら見てまいりました。私どももそんなふうにならないように、パワハラや、それと補助金の要求などは絶対ないようにしたいと思いますので、執行の方、よろしく願いいたします。

それでは、町長のほうからひとつご挨拶をお願いします。

町長（佐藤邦義君） 改めましておはようございます。

本会議で付託いたしました7案件ではありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。この社文の行政視察で山形県の川西町の視察です。川西町だったのでしょうか、デマンドバスやっていたのは、自治体が。大変参考になりました。行っておわかりのように大変広い地域でありまして、あそこの町というのは割と豊かな町で、皆さんご承知のようにすごいカントリーがある、また病院もあるというようなところで、山形県でも比較的豊かな町だとは思ひますが、大変熱心に視察されて、報告書を読ませてもらったら、私どももちょっと参考にしなればいけないものがあるなと思ひて、大変助かりました。そういったことで田上町の場合はそう広い地域ではございませぬので、バスをぐるぐる回すのはどうかと思ひますけれども、しかしそれにかわる何らかの形は私ども検討してありますし、小嶋議員からも再三にわたりまし

て、一般質問等でもやっておりますが、いかんせん山のほうは道路が狭くて、バスの通るような道なんて余りありませんので、それにかわるもので、高齢者へも配慮はしていかなければいけないと思っているところでもあります。ちょっと外れましたが、そういったようなことで大変参考になっているところでもあります。

今日は7案件でございますが、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ありがとうございます。

三條新聞社のほうから傍聴の申し出がありますので、許可しております。

それでは、私のほうが順次お願いしていきますけれども、45号はこれ1本だけ、それから46、47号、これ2議案一括で説明お願いいたし、49号もこれなかなかあちこち飛びますので、これも1本で、それから51、52、それから53号は1本というふうに順次、時間もありますので、説明をお願いしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました案件は議案第45号 指定金融機関の設置について、議案第46号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第47号 国民健康保険給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、議案第49号 平成29年度田上町一般会計補正予算（第8号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費2項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第51号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第52号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について、議案第53号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議定についての7案件でございます。時間も十分とは言いませんけれども、あるはずということでございますので、順次いきたいと思えます。

それで、これより議事に入ります。

議案第45号を議題といたします。

執行の説明をお願いいたします。

会計管理者（佐藤 正君） 改めましておはようございます。

それでは、議案第45号 指定金融機関の設置について、私のほうからご説明申し上げます。本日お手元のほうに配付させていただきました指定金融機関設置に係る参考資料ということで、こちらのA4の裏表の資料、3枚ホチキスどめされておりますが、こちらの資料でご説明申し上げます。

こちらの資料につきましては、加茂信用金庫の概要を示したこちらの、ちょっと皆様のほうには白黒でしか配付してございませんが、こちらのほうのリーフレットを抜粋したものになります。説明のほうは、皆様のお手元にお配りしました資料を

かいつまんで行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、この指定金融機関の設置であります。現在指定金融機関をお願いしております協栄信用組合との契約が来年平成30年2月9日をもって満了することから、加茂信用金庫を新たに指定しまして、町の公金収納及び支払い事務をとり行わせることとしたいものであります。

加茂信用金庫につきましては、平成14年の2月10日に初めて指定金融機関をお願いしました。以降、現在の指定金融機関であります協栄信用組合と2年交代で公金の収納、公金の支払いの業務をお願いしております。したがって、今まで加茂信用金庫につきましては都合4回指定金融機関をお願いしております。

そこで、今回指定金融機関を設置するに当たりまして、指定金融機関は先ほど申し上げましたとおり、町の公金収納や公金の支払い業務を行うこととなりますので、その金融機関が健全な銀行運営を行っているか否かが問題となります。したがって、こちらの表紙に記載をしておりますが、金融機関の健全性を図る一般的な指標、ポイントとしまして、2つの内容から確認をさせていただきました。

1つは、こちらの参考資料の表紙を閉じた部分、真ん中ほどを見ていただきたいと思うのですが、金融機関の健全性を図るポイントということで①番、自己資本比率というふうに書かれております。その自己資本比率の隣に書いてありますとおり、国内のみで金融事業を行う金融機関は4%以上の自己資本比率が必要という基準があります。こちらの資料の4ページごらんいただきたいと思うのですが、下に小さく4と書いてあるのがちょっと切れている部分がありますが、4ページ見ていただきたいと思います。最近5年間の主要な経営指標の推移ということで、その下に利益、残高、自己資本比率の推移ということで掲載してありまして、こちらの一番左側の部分、区分と書いてありまして、利益残高、その下に黒丸で自己資本比率というふうに書かれているものがあります。28年度の数値でいきますと18.75%ということになっておりまして、基準の4%をはるかに上回る数字となっております。

2つ目ですが、不良債権の残高です。法律によりまして金融機関は、企業債権等の状況を公表することが義務づけられています。こちらの資料の最後のページ、一番裏面になりますが、5ページのほうをちょっとごらんいただきたいと思います。一番上に金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況ということでその下、表がありまして、区分の下に金融再生法上の不良債権ということで平成28年度、こちらが15億4,300万円という数字が表記されています。参考までに、前回指定金融機関を依頼した際の数値というのは、これは平成25年度の数値であります。20億7,400万

円という数字でした。これは不良債権の数字であります。

2つの点から確認させていただきました結果、加茂信用金庫は健全な金融機関の運営を行っているということがみなされること。それから、今まで不都合なく指定金融機関の業務を行ってきた実績を踏まえまして、来年平成30年2月10日からの2年間、指定金融機関をお願いしたいものであります。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。私のほうからの説明は以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

14番（小池真一郎君） 今ほど説明いただきまして、内容は別に問題はないということでもわかりましたが、加茂信金さん、協栄さん、JAにいがた南蒲と、ローテーションで回っているわけですが……

（協栄と加茂信金なのですの声あり）

14番（小池真一郎君） ローテーションで回っているわけですが、その金融機関からその期間を延ばしてくれとかなんとかというのは、要望等はないものですか。

会計管理者（佐藤 正君） 特に金融機関のほうからそのようなお話をお聞きはしておりません。

社会文教常任委員長（松原良彦君） では、ほかにございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第45号に対する質疑は終了します。

次に、議案第46号、47号を一括議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） 改めましておはようございます。

それでは、議案第46号、議案第47号一緒にということでございます。議案書の17ページからが議案第46号です。今回国民健康保険税条例の一部改正、それから国民健康保険給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正でございますが、こちらにつきましては、平成30年の4月から都道府県も国民健康保険の保険者となるという改正が国のほうでございまして、30年4月から新潟県も一緒になって国保を運営していくというようなこととなりますので、それに関係します条例を今回改正をお願いするものでございます。

まず、議案第46号 国民健康保険税条例の一部改正でございます。こちらにつき

ましては、今現在田上町におきましては国民健康保険税の納期につきましては12期ということになっております。4月から始まりまして、翌年の3月までということになっておりますが、4月から6月につきましてはまだ所得も確定していないということで暫定賦課ということで、前年の保険税をもとにして徴収をさせていただいております。

先ほど申し上げましたように、30年4月から都道府県化することの中で、県を含めた中で全県の市町村で協議をしていた中で暫定賦課、実は実施をしていないところが11市町村ございます。

それで、将来的にはこれは統一化していく方向でということで、なるべくこの部分については早目に解消していくほうがいだろうということで、実は今回暫定賦課の分、4月から6月の分について、これは普通徴収のみでございます。年金から特徴しているものにつきましては一旦停止をしますと、年金機構の関係でまた年金から天引きができないような部分がございますので、年金特徴については今までどおり継続するような形になるのですけれども、普通徴収についてはその部分だけは今回改正をさせていただくということで、今現在実施をしていない19市町村でございますが、今の状況ではほとんどの市町村で3月議会までの間で改正をすると、1つ2つ、まだちょっと未定の部分もございますが、これについてはなるべく早い時期に改正をしようという形で統一をされている部分でございます。

今回その部分の改正が第46号の改正でございますして、18ページの次の資料ナンバー2のところの新旧対照表にありますとおり、今ほど申し上げました旧のところでは1期から12期という部分を新規のところでは1期から9期ということで改正をさせていただく部分の内容でございます。

続きまして、19ページ、議案第47号 国民健康保険給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましても30年の都道府県化にあわせまして、現状給付準備基金の設置あるいは処分については、基本的にはやはり保険給付費、それらに不足が生じた場合にそれに対応するというで条例の部分はなっております。実は30年からはこの給付については、基本的に県から全額交付をされます。それに見合う財源を各市町村が納付金という形で納めるという形で、改まっていくということになりますと、基本的には給付費では不足が生じないというようなことになりますので、それも含めた中で今回基金のいわゆる設置処分について給付ではなく、国民健康保険の事業全般に不足とか、そういうものが生じた場合に処分をするということで改正をさせていただきたいという内容でござ

います。

20ページの次に資料ナンバー3がございしますが、新旧対照表のほうをごらんいただければと思いますが、まず名称につきましても田上町国民健康保険財政調整基金条例ということで名称を変えさせていただきましたし、今ほど申し上げました設置、処分について、今まで給付等に不足が生じた場合ということでございしますが、こちらについては国民健康保険の事業全般という形で改正をさせていただくという内容でございします。

説明は以上でございします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ご苦労さまでした。

それでは、ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。

議案第46号についてご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてないようですので、議案第46号に対する質疑は終了します。

次に、議案第47号について質疑のある方、ご発言願います。

2番（笹川修一君） 国から県にかわるという、給付から変わるというのだけれども、金額の流れというのは何か変わる事あるのですか。ただ、要は国から県にかわって、流れとかはどうなのかというか、それによって金額とかもろもろ、仕組み上なのかどうかという、そこだけちょっと詳しく教えてください。

町民課長（鈴木和弘君） 国から県ではなくて、今までは各市町村が国民健康保険の保険者になっていたのですけれども、今度は都道府県化ということで県も一つになって一緒にやっていきたいと思いますということですので、今まで全く都道府県は入っていなかったのを一緒にの保険者になりましょうという形に制度が変わります。

それで、基本的に事務は全く変わりません。県が何をやるかということ、財政部分を主に県のほうで中心になってやるということで、いわゆる今まで市町村で国とか県から補助金とか入ってきた部分については全部県が受けると。今まで各市町村に保険給付費、どの程度見るかという部分のそれぞれの市町村で医療費の動向を見て、それに見合う保険税で、国から補助金とか見て、不足があったら保険税の税率を上げたりするというのをやっていたのですけれども、今度は基本的には給付費は全額来ます。県が全額面倒見ます。それに見合う財源は、各市町村が納付金という形で納めます。その納付金に対してそれぞれの各市町村がどれだけの税率を見たらいいかということで変わっていくということですので、余り中身的には大変わりはしないのですけれども、今までは給付が足りなかったらそれぞれ基金を抱いて、そこでそれなりのもので、急激に上げるのを緩和していこうという形にはなったのです。

けれども、今度は基本的には給付費が全額来ます。ただ、納める納付金というのが今後どういう形で来るかによっては、今の現状の税率でいいのかどうかという判断をし、なおかつそれ以外に保健事業、これらについてはまだ都道府県全体で統一ができませんので、それぞれの市町村で運営をしてくれと。その財源は別個に徴収をしてくれという形になりますので、プラスアルファの保険税を取って、不足が生じたら、なるべく基金を活用するような形で対応していくという形になります。

以上です。

2番（笹川修一君） では、不足があって、今のところは田上に不足はないと思うのですけれども、不足を生じた場合は県がある程度今後はという感じでよろしいのですか、県が。不足を生じた場合というか、それは税率は、今までは町のほうでいろいろと税率を上げながらカバーしていたと思うのですけれども、それが県がやることによって県がある程度補填してくれるというか、そういう意味ではなさそうなのですけれども、そこら辺が意味がちよっとわからない。お願いします。

町民課長（鈴木和弘君） 基本的には県は面倒見ません。ただ、県のところでもそれなりの基金があります。国からの補助をいただいて基金を抱えていますので、先ほど申しあげましたように、給付は不足がないように払います。それに見合う分で納付金を納めます。納付金が思ったより市町村で集められないという状況になった場合は、県のほうでは基金を活用してそれを充当する。ただ、その部分は当然のごとく翌年度以降、各市町村が税率を上げるなり基金で対応するなりしてやっていくという仕組みに変わるということでございます。

2番（笹川修一君） ありがとうございます。

議長（熊倉正治君） では、この基金というのは今どのくらい残っているのかと、あと国保、県に移管されるというか、県が運営をするという時点で、多分それはないのだろうと思いますけれども、その基金、一律幾らぐらい持っているところは県に出せとかというのがあるのではないかみたいなのでいろいろ騒がれていましたが、それは多分ないのだろうとは思いますが、そういった動きがどうなっているのか。

それと、すみませんが、前の46号に戻るのですが、3期分集めないということによって1期分、暫定ですから、どのくらい入ってくるのかわかりませんが、それは1期分で平均的に幾らぐらい、それが3カ月になるわけですから、その3カ月分の財政上の運営で問題がないのかどうか。給付は、相当後の部分を払っていくわけですが、それにしても毎月払っていかなければならないわけですから、幾ら県から給付の分は全部来るとはいいながらも、その3期分がなくなることに伴う財政

上の運営は大丈夫なのでしょうけれども、その辺の運営の仕方、お願いします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、順を追って。基金残高ですが、今の29年度末見込みでございますが、1億6,400万円、29年度当初予算で6,400万円の取り崩しをさせていただいていますが、今後の状況によっては変わるかもしれませんが、29年度末は1億6,400万円ということになっています。

今議長さんがおっしゃられた部分、実は町長も運協の中でもそういう話もさんざんされたのですが、今のところ各市町村で基金を抱いておくようにということですので、幾ら以上持っていたらペナルティーではないですけども、ちょっとそういう部分を調整するという事は一切今のところはありません。

それから、46号の関係、3期分がなくなるということで、おっしゃるとおり財政的に非常に厳しい状況になるかと思うのですが、県もそれを承知していただいて、今までであれば保険税以外に国とか県から、支払基金からお金が来たのですが、それぞれの市町村にそういう財政的に負担がないように、県のほうはなるべく早目にある程度の金額を3カ月分、トータル的にそうなのですが、早目に交付をするという形になっていますので、余り影響はないかなと思っています。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第47号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第49号を議題といたします。

順次執行の説明をお願いいたします。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、29年度の田上町一般会計補正予算（第8号）の関係で、歳出のうち2款の総務費、議案書の31ページをお願いします。2款2項徴税費、1目税務総務費でございますが、9万3,000円の補正をお願いするものでございまして、11節需用費、消耗品費、これ法令追録こちらのほうで不足が生じるということで今回増額をお願いするものでございます。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 32ページをお願いいたします。民生費になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。55万3,000円の補正をお願いするものでございます。右側のほうで説明させていただきます。社会福祉総務事業で職員手当等を50万円の補正をお願いするものでございます。職員が7月下旬から9月中旬まで病休により休んだものですので、その分ほかの職員が残業したものですので、その分の補正でございます。28節繰出金5万3,000円の補正をお願いするものでございます。これは、国保会計のほうで詳しく説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

その下、2目老人福祉費でございます。133万5,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄で説明いたしますけれども、償還金利子及び割引料ということで1万2,000円の増、介護保険事業県補助金返還金ということで、これは28年度の実績に基づく返還でございます。その下、繰出金134万7,000円の減額でございますけれども、後期高齢者医療特別会計の繰出金でございます。これは、後期高齢の特別会計のほうで説明があると思いますので、よろしく願いいたします。

33ページでございます。老人福祉施設費で3万6,000円の補正をお願いするものでございます。これは、心起園のボイラーが4月25日から故障しまして、4月25日から5月31日まで風呂だけ、心起園が入れなかったものですので、その分老人福祉センターの営業時間を1時間延ばしました。そのための臨時管理人の賃金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。39万8,000円の補正をお願いするものでございます。説明欄でございますけれども、保健衛生総務事業として職員手当等30万円の補正をお願いするものでございます。なぜかといいますと、保健医療福祉計画、今つくっておりますけれども、その評価作業等に少し時間がかかってございまして、そのための超勤でございます。その下でございます。総合保健福祉センター管理費として9万8,000円の需用費、修繕費をお願いするものでございますけれども、保健センターに屋内消火栓があるのですけれども、その下に地下貯水槽がありまして、水のオーバーフロー部分に一部漏水がございまして、それをコーキングで直す修繕費でございます。

私の説明、以上でございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、10款、35ページをお開きいただきたいと思っております。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費であります。136万8,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄、田上小学校管理費の52万円でございますが、11節需用費の中で光熱水費については電気料とそれから水道料、それから下水道料に不足が生じるため追加補正をお願いをするものであります。なお、電気料につきましてはデマンド方式による契約電力となりまして、過去1年間で最大需要電力量が契約電力となることから、契約電力のワット数が上昇いたしまして、基本料金が増加をしたという状況でありますし、水道料、下水道料については当初予算に比ばまして使用量が多く見込まれ、いずれも不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

続きまして、田上小学校整備事業23万円につきましては、15節工事請負費の階段

手すり設置工事につきまして来年度に肢体不自由の児童が入学をすることから、4月の入学までに現在校舎に設置をされております階段手すりの下に、児童の身長に合わせて手すりを設置する必要があるため追加補正をお願いをするものでございます。

続いて、羽生田小学校管理費61万円、11節需用費でございますが、燃料費については灯油で、光熱水費は電気料、それから水道料に不足が生じるため追加補正をお願いするものでございます。なお、電気料については田上小学校同様、契約電力のワット数が上昇して基本料金が増加し、灯油、水道料については当初予算に比べて使用量が多く見込まれることから、いずれも不足が生じるためお願いをするものでございます。

その下、3項中学校費、1目学校管理費74万円の追加をお願いをするものでございます。田上中学校管理費の11節需用費でございますが、燃料費の灯油及び光熱水費の電気料に不足が生じるため追加補正をお願いをするものであります。電気料については、小学校同様、契約電力のワット数が上がるため基本料金が増加いたしますし、それから灯油については当初予算に比べ使用量が多く見込まれることから、いずれも不足が生じるためお願いをするものでございます。

続いて、36ページをお開きいただきたいと思っております。10款5項保健体育費、3目の体育施設費でございますが、44万円の追加補正をお願いをするものです。説明欄のほう、体育施設その他事業の15節工事請負費につきましては、現在護摩堂ふれあい広場にあるテニスコート、2面あるわけですが、そのうちの1面で埋め込み式支柱が根元から腐食をして折れたことから、2本1組を着脱式の支柱に取り替えるという工事であります。

それから、続いて4目の学校給食施設費でございますが、20万円の追加をお願いをするものであります。11節需用費でございますが、燃料費の灯油及び光熱水費の電気料に不足が生じるため追加補正をお願いをするものであります。なお、電気料については中学校同様、契約電力のワット数が上昇したこと。それから、灯油につきましては当初予算に比べて使用量が多く見込まれ、いずれも不足が生じることからお願いをするものです。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました49号の案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

2番（笹川修一君） 私、35ページと36ページの小学校、中学校の光熱水費の補正というのは、要は何でこういう感じの補正になったのかというのがよく理解できないのですけれども、やっぱりそんなに急激に使うことがあるのか。それとも冬がまだ始まったばかりなので、これから昨年度と違った意味でこういうのを使うのだとかと、そういう使用目的というか、それがわからないとなかなか理解ちょっとできないのですけれども、3月終わった後に、この後に実は寒かったらいっぱい使ったというのはわかるのですけれども、今現在で補正を組むというのはどうもちょっと理解できない部分あって。

それと、もう一点は、ワット数の変更というのも、これもそれ前もってというか、予算のときにわからないのだろうかという。

その2点がちょっと、今のときの補正というのはいかがなものかなと思って聞いているのですけれども、お願いします。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず最初に、光熱水費であります、当初予算では昨年までの1年間の流れを見て当初予算を組んで、ぎりぎりの状態で組んでいたわけですが、水道料、それからそれぞれ不足が生じるというのは、たまたまその年度で少し上昇してきたと。毎月の状況を見ますと、この先、不足が生じるということで今回の補正に至ったわけがあります。

それから、電力料については、それも基本需要電力、基本的な電力量の上昇というのは過去1年間のワット数によってその基本料金が決まってくるということから、昨年状態では割合少なかったのですが、予算を立てる段階では少なかったのですけれども、それが今年に来て少し上昇したと。そうすると、12カ月全部基本料金が高い状態で推移をしてきたということもありまして、それで不足が生じるということでございます。

灯油については、これからいろんな状況の中で不足が生じるということで今回の補正に至りました。

以上、よろしく申し上げます。

2番（笹川修一君） 私が聞きたいのは、現象面ではなくて、事業内容とか何かでもってこういうことで使って電気料が足りなくなるのですよと。要は原因というのは、現象面はそれは推移は、そんなのわかっている。今聞きましたけれども。そうではなくて、そのもととなるものはどういう事業内容が変わったのかとか、学校ですから毎月毎月違うわけではないので、同じような事業内容にしながら、どういうふうに変わっていったのかと、その原因を知りたいのです。そこがわからないと、今の

内容というのは理解ができないのです。それちょっとお願いします。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず、電気料の基本料金についてはデマンド料金といいまして、先ほど言ったように30分単位で電力量が変化をする部分を捉えて、その月の最高の部分を捉えて基本料金にするということから、例えば使用が急にピークが来た場合に、それが最大になってしまうということから、それは順次毎月基本料金に合算されるということになります。したがって、使用状況は平年並みに推移は当然してはいるとは思いますが、使用時に急に電力が上がるような形での使用状況があったということがまず最大の理由だということになります。

2番（笹川修一君） ちょっと議論がかみ合わないみたいですが、今年は気温が上昇して、それでもってエアコンとか、いろいろと電気代を使ったとか、要は原因は何なのかということに聞いているので。契約になれば基本料金上がるなんて、それはわかりますけれども、教育機関なので、あくまでも教育機関の小学校、中学校、あと給食センターとかもろもろ、その施設でどういうふうな状況でこういうことがあるのかなと。年度が終わってからの話だったらまだわかるのですけれども、年度始まる前にこういうことが、冬が始まる前にこういうことがあるということは、この前の段階で何かあったのかなと。本当の原因はどうなのかということを知りたい。その議論をちょっと質問してるわけなので。現象面ではなくて、現象面としてはわかります。それによって料金が上がりますというのはわかるけれども、それを使ったという、原因があるから使っている、原因がなければ使うわけないのですから。そこについてお答え願いたいなと。

教育委員会事務局長（福井 明君） 先ほど申し上げましたように、キロワット数が上がった現象としては、特に小学校、中学校については夏場の電気料が、やはり基本料金が上がったという部分になります。それは、例えばエアコンであったり、そういったところでの現象かと思います。

9番（川崎昭夫君） 今ワット数が変更なんていう話があったけれども、ワット数の契約変更ではないと思うのです。そういうための基本料金上がったというわけではなくて、今笹川委員が言われたように、夏場の気温とか何かのかげんでなくて、例えばパソコンの台数が増えたとか、そういった教育レベルが上がってきて、OA機器の使用量が頻繁になったとか、そういうのはいろいろ私は逆に勘案されると思うのです。給食センターの機械がちょっと改善されたために電気を食うようになったとか、そういう意味合いにとれるのかなと私思っているのですが、そういうところではないのでしょうか。

(何事か声あり)

9番(川崎昭夫君) 違いますか。

教育委員会事務局長(福井 明君) そういういろんな要因が重なって、先ほど言ったように最大需要電力のワット数が上がるというケースになるのです。それらが積み重なってその時期に集中をするということになります。したがって、確かにそういう要因はいろいろあるのですけれども、特に増えているというのは夏場になるわけです。したがって、その状況の変化を見ていくと、やはり夏場、エアコンだとか、そういった電気機器だとか、そういった部分が使われることによって一気に上がってしまったというのが現状だと思います。

(何事か声あり)

社会文教常任副委員長(小嶋謙一君) ということは、ちょっと私も確認したいのだけれども、契約形態は、先ほど言われたデマンドから外すことはできないのですか。契約はそういう契約なのですか。

教育委員会事務局長(福井 明君) 3校とも最大需要電力による契約電力ということで行っております。先ほども副町長ちょっとお話しされたように、30分単位で電力量が監視されているものですから、それで一気に上がる。したがって、機器をつけたり電気をつけたりというのが一気に上がってしまうと、その時点で契約電力が上がってしまうという現象が起きたと思います。

副町長(小日向 至君) 何かの瞬間で、ぽんと1回だけれども、上がった瞬間があったかもしれないです。それがちょっとわからないですけど。だから、一斉に全員で電気をぱっとつけてしまうと一気に上がるから、そういうふうになるのです。

社会文教常任委員長(松原良彦君) すみません。私のほうから1つお聞きしたいのですけれども、一番最初のページの31ページ、町民課の問題なのですけれども、総務費の消耗品費が9万3,000円使われているのですけれども、これというのはコピー用紙が足りないとか、そういうような関係ですか。ちょっと説明がよく聞こえなかったもので、お願いいたします。

町民課長(鈴木和弘君) これは、法令追録ですので、各それぞれの課でいろいろな参考書や何か法律のものを置いてあるかと思うのですけれども、必要によって加除しているのですけれども、その年の予算をつくる時は大体このぐらいだろうということで予算が来るのですけれども、その年によって国の法律の改正が多かったりなんかすると、要するに量がいっぱいになってしまうと、こういう形で不足になるということで連絡が来て、補正をお願いするということでもあります。法令追録代であ

ります。

(何事か声あり)

町民課長(鈴木和弘君) 各業務ごとに法律の参考書的なものをみんな用意、各課にあるのです。それを必要によって加除して……

(何事か声あり)

町民課長(鈴木和弘君) 加除というのは、改正があったたびにいろいろ差し替えをしていくものですから、そういう部分で法令を追録、差し替えをしていくという予算があるのですけれども、その年その年によって法律が改正される量が多くなると、その用紙自身が多くなりますから、それで不足になった場合はちょっと当初で見ていたより不足ですよということで補正をさせていただいています。

町長(佐藤邦義君) 業者が来て、ちゃんと追加したりしている。

社会文教常任委員長(松原良彦君) はい、わかりました。

そのほかに質問のある方ございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第49号に対する質疑は終了します。

次に、議案第51号、52号を一括議題といたします。

執行の説明をお願いいたします。

町民課長(鈴木和弘君) それでは、51号、52号ということですので、一括で説明をさせていただきます。

まず、議案第51号、議案書の44ページ、お願いをいたします。平成29年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。歳入歳出それぞれ89万8,000円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を16億989万8,000円とする内容でございます。

内容については、順次では説明をさせていただきますので、49ページからお願いをしたいと思います。先ほど一般会計のほうでも繰出金の部分がありました。10款繰入金、1項1目一般会計繰入金5万3,000円でございます。1節保険基盤安定繰入金、これ保険税軽減分、2節が保険者支援分ということで、これらにつきましてはそれぞれ国のほうに申請をいたしました。それに伴いまして額がある程度確定した部分に伴いまして、一般会計で国、県の補助金を受け入れ、さらに町の持ち出し分をプラスして繰り出しお願いしている部分でございます。これを保険税、所得に応じて減額をしているわけですが、それによって額が確定するということで今回その金額が確定した部分でございます。

次に、11款繰越金、1項1目繰越金ですが、今回は財源不足ということで84万

5,000円の補正をお願いするもので、今現在約1,700万円ほど保留をしているということでございます。

めくっていただきまして50ページ、歳出でございます。8款保健事業費、1項2目健康づくり推進事業費23万円の増額をお願いするものでございまして、人間ドックの受診者について20件、脳ドックは逆に10件マイナスということで補正をお願いするものでございます。人間ドックにつきましては、当初予算で170件予算を見ておりますけれども、10月末現在では150件、今後の見込み、昨年の実績等を加味した中で約190件見込んで、不足する分を補正をお願いするものでございます。脳ドックにつきましては、当初予算で15件見ておったのですが、10月末時点でまだ1件ということでございますので、昨年の実績を踏まえた中で今回10件分減額をしているものでございます。

11款諸支出金、2項1目一般会計繰入金でございますが、66万8,000円、一般会計のほうから事務費ということで繰り入れをお願いしているものでございますが、28年度分の精算ということで今回一般会計に繰り出しをお願いするものでございます。

続きまして、51ページ、議案第52号でございます。平成29年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出にそれぞれ462万6,000円の追加をお願いをいたしまして、歳入歳出予算の総額を1億1,712万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成29年度に後期高齢者医療保険料の軽減特例ということで見直しが行われたことに伴いまして、歳入については保険料基盤安定、それから歳出ではそれを受け入れたもの、納付金のほうを広域連合に納付するのですが、それらの増減の整理をお願いするものでございます。

それでは、56ページお願いします。1款の後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目は特別徴収、2目は普通徴収でございますが、先ほど申し上げましたとおり軽減特例の見直しが行われましたので、それぞれ増額をお願いするものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目の保険基盤安定繰入金、これらにつきましては、これも国保同様に所得に応じて軽減を行っているわけですが、134万7,000円の減額でございます。先ほど国保同様、県プラス市町村の繰り入れをお願いしているのですが、今回申請に基づきまして減額でございます。

4款繰越金、1項1目繰越金126万1,000円、今回財源不足を充当させていただきました。保留は220万円ほど残っております。

続きまして、57ページ、歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。462万6,000円でございます。基本的には保険料、基盤安定、それぞれを受け入れ、それを国保連のほうへそのまま納付してということでございまして、今回462万6,000円をお願いするものでございます。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について質疑に入ります。

議案第51号について質疑のある方、ご発言願います。

9番（川崎昭夫君） ちょっと聞かせていただきたいのですけれども、50ページの人間ドックの関係、件数が増えているのですけれども、人間ドック2万4,000円でしたか、補助になっていると思うのですけれども、今、町で定期健康診断、大体ドックと同じ内容でやられている内容なののですけれども、逆に私も家内と2人で今年これをいただいて人間ドックへ入ってきたのですけれども、その結果とかあれの知らせというか、データとかそういうのが非常によく自分で勉強できるような資料が送られてくるのですけれども、町のほうの定期健康診断、バリウムの胃の検査とか大腸の検査とか、いろいろ同じようにあるのですが、町のほうの結果報告書はどんなになっているかわからないのですけれども、その辺はどうなっているか、1点お聞かせ願いたい。いいデータが個人的に配布されるのか。

それから、増えているということは、逆に人間ドックのほうがやっぱり精密の値ができていような形でいいのか、逆にそちらの方向に増えてきているのかなと、その辺ちょっとお聞かせ願いたいということと。

もう一点、脳ドック、これは補助のほうが余り、脳ドックの受診が幾らかわからないのですが、補助のほうも1万幾らでしたか。ちょっと少ないみたいな気がするのですが、その辺で件数がたった1件と、少ないのかと。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

町民課長（鈴木和弘君） 健診の結果については、保健福祉課長のほうからお願いをしたいと思います。

脳ドックの関係については2万5,000円の補助をしております。

受診については、人間ドックとたいして、須田先生はその1万3,000円ぐらい自己負担で。

9番（川崎昭夫君） 現在4万弱ぐらいなのかな、脳ドックも。人間ドックはちゃんと

と言うのは変なのですが。

町民課長（鈴木和弘君） やっぱりそのときそのときによってこのほうが、脳で大きな病気があって倒れて、昔の話して悪いのだけれども、木村拓也選手が亡くなったときは急に増えたときもありました。心配して受けてみようかなという方がいるのですけれども、やっぱり人間ドックほどまだ、マイナーではないのかもしれないのですけれども、余り受診をされることは少ない。田上の場合は、もともと須田先生が開業されて、それなりの専門の先生なので、ではうちでお願いしようかということでお話をしたら、ぜひお願いしたいということで、金額もその当時から見ると、ほかから見ると安い金額で設定していただきまして、割と受診をされたのですけれども、これもなかなか上がったり下がったりする、年間でも多くても5件とか、そういう部分があるのです。

今回、先ほど申しあげましたように、10月末時点で1件ということではちょっと少ないかなと思うのですけれども、それは私どももどういうところかというのは見えない部分があるのですけれども、人間ドックは確かに最近多いです。川崎委員さんおっしゃるように確かに、私も人間ドックへ行きますけれども、行くとすぐ結果がわかって、場合によっては紹介状を書いていただけるという部分もあるので、早目に結果がわかるということでそちらのほうが多いのかなというふうな印象は受けています。

保健福祉課長（吉澤 宏君） すみません。町の健診の方今調べておりますので、もう少しお時間いただきたいと思います。

9番（川崎昭夫君） 先ほど町民課長の、須田医院は脳ドックの指定はされているのですか。今初めて聞いたので、須田医院ということ。

町民課長（鈴木和弘君） うちの場合は指定しているというよりも、ご案内をするときは人間ドックはこれだけあります、脳ドックはこれだけという話の中で、今4つか5つ、うちのほうではここと契約をして、この金額で受診ができるという形になっているので。以前からの……

（何事か声あり）

町民課長（鈴木和弘君） 昔はそんなに脳ドックは、そういう受診できる機関は少なかったのですけれども、金額もかなり当初、20年ぐらい前は6万円とか7万円とか、結構高かったのですけれども、先ほど申しあげたように須田先生が開業したときに、私も担当していましたから、ちょっとお話に行ったら、ああ、そういうことであればぜひ協力をさせていただきたいということで、それから契約をさせていただいて、

割と田上の方も行っていらっしゃるかと思うのですけれども。

9番（川崎昭夫君） 私も須田医院にはMRI撮ってもらったことあるのですけれども、すぐ診てくれて、いいのですけれども、例えばドックではなくて、ちょっと気分が悪くて須田さんにかかったとき、MRI撮ったら8,000円ぐらい取られるのです、個人負担分。その辺をちょっと脳ドックにかえてくれという、そんな利便性とか、町のサービスとかがあってもいいかなという。私行ったとき、ちょうど私入れて3人いたのですけれども、MRIの検査、身近にあるところで、大きい病院行かなくてもいいみたいな感じで、その辺出血サービスではないけれども、ちょっとあったほうがいいなと、そんなこと感じたのですけれども、いかがなものでしょうか。

町民課長（鈴木和弘君） あれは保険適用の中で払っているものでありますから、本当は7割は保険者が負担しているという形。脳ドック、こういうドックであれば100%になるわけですので、余りそういうところ制度設けてしまうと、それこそ人間ドックもそうではないかというふうな話になってしまうので、その辺は少し難しいかなと思っています。

9番（川崎昭夫君） 無理なのは大体わかりますけれども。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第51号に対する質疑は終了します。

次に、議案第52号の案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。ありませんか。

ないようですので、議案第52号に対する質疑は終了します。

時間もあれですけれども、53号やってしまいたいと思います。

保健福祉課長（吉澤 宏君） では、58ページをお開きください。議案第53号 平成29年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ165万5,000円を減額して、歳入歳出予算総額を13億7,655万1,000円といたすものでございます。

それでは、内容につきましては63ページから説明いたしますので、63ページをお開きください。歳入でございます。7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金でございます。165万5,000円を減額したいものでございます。歳出が同じ金額減ってございますので、それにあわせて歳入を減らすと。基金からの繰入金を減らすということでございます。今回のこの補正の議決いただいた場合ですけれども、介護給付費準備基金の総額が1億3,785万4,000円の残高になりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、歳出でございます。64ページでございます。2款の保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費と、その下の3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費でございますけれども、2款のほうが510万円の補正の増、3款のほうは675万5,000円の減でございます。これは、予算の組み替えでございます。これから説明いたしますけれども、2款の保険給付費でございますけれども、要支援1と2の方が対象でございます。3款も要支援1と2の人が対象なのですけれども、なぜ組み替えするかといいますと、今年の4月1日から総合事業が始まりました。2款の保険給付費につきましては、当初予算編成時よりも現時点の見込み数が、3款への移行数が減ったので、これを増額するものでございます。3款につきましては、同じ理由でございますけれども、2款の保険給付費からの移行者が減りましたので、減額する部分でございます。あくまでも2款につきましては、3款に移行する方が少なかったので増額するものでございますし、3款につきましては、2款からの移行者が少なかったので減額するものでございます。

私の説明、以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 説明が終わりました。

ただいま説明ありました案件について質疑に入ります。議案第53号について質疑のある方、ご発言願います。

では、それで私から1ついいですか。64ページの歳出の件なのですけれども、今回補正または、返すのが大変金額は多いのですけれども、これはやっぱり4月1日から始まったばかりでよくわからなかったから、大ざっぱな予算を組んだというか、そういうような気もするのですけれども、では今後、今回補正はこの10月ごろに締めたのだと思うのですけれども、3月のあれにまたこういう補正が起こり得るのか。それともこの介護予防・生活支援サービスのほうに、人気がなくてそちらへ行かない人が出たのか、そこら辺どういうふうにお考えですか、ちょっと考えを。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 歳出につきましては、前年度の実績を見込んで翌年度の歳出予算を組むのですけれども、総合事業は4月1日から始まったものですので、予算は4月1日というか、前年度の11月ごろから始まりますので、前年度の実績がないので、ちょっと参考の数字がありませんでしたので、そういう結果になります。

今回2款は補正増、3款は補正減でございますけれども、現時点の見込みでございますので、当然3月までの見込み数は押さえてありますが、3月に必ず出ないという保証はございません。

総合事業ですけれども、人気があるないということではございませんので、あくまでケアマネージャーさんと本人の話し合いによって移行しますので、3款のほうは個人負担、安いので、そのかわり2款のサービスより少しサービスが、資格を持っていない人がやるものですので、好みもありますので、人気がないということではございませんので、よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） もう1点、ではお聞きしたいのですけれども、これ生活支援サービス、去年からお話が出ていて、ボランティアの育成をしてきたわけですけれども、その人たちはボランティアの育成をした段階で、また資格のない人が資格を持った場合、そうすると、せっかくそこでいいと思っていたのがもう一ランク上に上がって、なおさら面倒見る人がいなくなるから、そうすると今まで介護サービスのほうに行っていた人はもう顔なじみで、高齢者になれば新しい人で、今までいた人がどうもこちらのほうがいいよなんか言って、そういう関係でいつまでたってもこちらのほうというのは、生活支援サービスのほうというのはほんの新規の人しか、ケアマネ、そこへ行きなさいというふうに言われて、この介護予防・生活支援サービスのほうに行かないで、そちらのほうへ初めから入る人もいるかと思うのですけれども、そこら辺組み合わせというか、そこらよく聞いてみると、私にしてみれば、今までいた人のほうがいからそちらに残ったというような気もするのですけれども、そこら辺どんなものなのですか。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 先ほどご説明申し上げましたように、ケアマネと利用者のまず話し合いですので、そういうものもあるかもしれませんが、最終的には協議の上、移行するかしないかを決めます。ただ、新規の方につきましては私どもでやりますので、チェックリストのみでやりますので、原則的にこの3款のほうに移行いたしますが、それ以外のサービス使いたいということになると認定審査会のほうで審査して決めますので、一概に人気があるない、好みということではございませんので、よろしくお願ひします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） はい、わかりました。

2番（笹川修一君） 今の議論でちょっと違うのではないか、全然違ってしまって、要支援1、2が国の法律でも変わったのです。要支援1、2のほうで、私が調べたのは、だから、今の言っている内容と全然私違っていると思っていますのです。要支援1、2については、ある程度資格のない方もやれると。単価を8掛けにして、2割減にして、それは市町村でやってくれという、それが法律なのだ。だから、今の言っているのは内々でいくと思うのです。ここがいいから云々という話では私はない

とっているのですけれども、それが1つ。

それと、64ページについては私が聞いていたのは、3月から6月に移行されているその期間が、本来介護保険が変わることによって、年度始めだと思ったけれども、ちょっと県等で時間が変わったので、6月ですか、その間入れ替えがあって、こういう修正になるのではないかというのを、そこまでちょっと聞いたのですけれども、大分内容が違うみたいなので、その2点。どうも議論のほう、初めからちょっと違う方向から行っているの、それをお願いします。

副町長（小日向 至君） 担当ほど私わかっていないのですが、まず整理だけしますと、今回の64ページの減額と補正の部分の整理だけさせていただきますが、誤解されると悪いのでお話ししますけれども、総合事業が4月から始まったわけです。要支援1、2の方が多分4月から全部生活支援サービスのほうを利用するのではないかと、いうふうに当初予算見ていたわけです。ところがいきなりそういう感じで切りかわらずに、夏ごろまでは従来どおりの形で動いていた人がいたから、そういう意味では4月からばっと切りかわっていかなかったものですから、不要になる生活支援のほうの675万5,000円を減額して、逆にやや同じ金額を介護予防の510万円のほうに組み替えたという、それだけの話なのです、この予算は。あと、ごちゃごちゃした話というのは、また笹川委員お話しされているように全く別の世界の話です。ごちゃごちゃしていますから、わけわからなくなる。だから、補正の理由というのは今私が説明した内容です。したがって、これからこの形でいくかどうかわかりません。一旦はそれでけりがついておりますので、多分比率的にはこの形で予算が提出されているでしょうと。利用される方の人数が増減するかどうかによって補正はあり得ますよということですので、こんな大きな組み替えということはもうありませんということですので。

あとのさっき言った部分についての説明があるのなら、担当でないの、ちょっとわからない。

保健福祉課長（吉澤 宏君） 今副町長が説明したのが全てをあらわしてございますので、補足はございません。

以上でございます。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 笹川委員、いいですか。

2番（笹川修一君） いや、私はもうそれは確認しただけですから。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにもございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第53号に対する質疑は終了します。

続いて、終わってしまいたいので、次行きます。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第45号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり決しました。

次に、議案第46号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり決しました。

次に、議案第47号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり決しました。

次に、議案第49号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり決しました。

次に、議案第51号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり決しました。

次に、議案第52号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり決しました。

次に、議案第53号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

(なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり決しました。

これで町長提案の案件は全て終了いたしました。

執行の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

以上で、閉会といたします。

---

午前10時14分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成29年12月13日

社会文教常任委員長 松 原 良 彦